

AI を使用した水道管路健全度診断及び診断に基づくリスク可視化業務  
指名型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、可児市水道事業（以下「本市」という。）が「AI を使用した水道管路健全度診断及び診断に基づくリスク可視化業務」に係る受託候補事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

1) 業務名

AI を使用した水道管路健全度診断及び診断に基づくリスク可視化業務

2) 業務目的

本業務は、既存漏水調査の効率化及び有収率向上、管路更新計画の見直し等に役立てるため、AI を用いて既存水道管路の健全度診断を行う。

また、AI を用いた健全度診断により得られたリスク情報を住民が自身の生活圏で視覚的に把握できるデジタルマップとして可児市公式ホームページ等で公開・提供することを目的とする。

3) 業務内容

別紙、AI を使用した水道管路健全度診断及び診断に基づくリスク可視化業務仕様書のとおり

4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

3. 予算

本業務に係る委託費の上限は、12,970,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）とする。

4. 審査委員会

1) 審査委員会の設置

プロポーザル方式による受注者を決定するため、AI を使用した水道管路健全度診断及び診断に基づくリスク可視化業務事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、審査を行う。

2) 審査委員会の構成

委員会の審査委員は内部3名、外部2名で構成する。

## 5. 参加者の決定方法

本事業におけるプロポーザルによる参加者の決定方法は、指名型で執り行う。

## 6. 指名予定者

### 1) 資格要件

指名予定者については、下記の条件を全て満たす者となる。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ③破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ④可児市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 22 年可児市訓令甲第 47 号）に基づく排除措置対象法人等に該当しない者であること。
- ⑤市税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ⑥令和 8 年度可児市競争入札参加資格者名簿における区分「役務」、登録業種名「情報処理」に登録されている者であること。
- ⑦可児市建設工事請負契約に係る指名停止措置要領及び可児市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づき指名停止措置を受けていない者であること。
- ⑧宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ⑨過去 5 年以内において、本業務と同等の業務を直接受託し、成果品を納入した実績を有する者であること。
- ⑩別紙 AI を使用した水道管路健全度診断及び診断に基づくリスク可視化業務仕様書に定める照査技術者及び管理技術者の条件となる資格を有すること。
- ⑪受託形態は事業者単体とし、JV での参加や受託後の主たる業務の再委託はこれを認めない。
- ⑫本業務は、地域未来交付金（内閣府地方創成推進室・地方創成推進事務局）を活用して実施するものであり、交付金の条件かつ実施計画・申請内容にあった業務内容を提供すること。  
また、本業務で行う AI 健全度診断及びリスク可視化は、デジタル庁ホームページ掲載「デジタル地方創成サービスカタログ」におけるサービス分野「インフラメンテナンス」の水道管における AI を活用したサービスを対象として行うこと。

## 2) 指名理由

指名型プロポーザルに当たって下記の理由に該当する事業者を指名して選定する。

### 【指名理由】

- ①資格要件を全て満たす事業者
- ②地域未来交付金の交付要件及び共通 SaaS（デジタル地方創成サービスカタログ掲載の対象サービス・技術）を活用できる事業者

## 7. 提出書類

指名事業者は本実施要領、仕様書等を理解したうえで、次のとおり書類を提出すること。

なお、記載する内容は全て本業務において実現できるものとし、かつ見積金額内で契約するものであることに留意すること。

### ①配布方法

指名通知時に電子メール又は郵送にて提案要領、質疑書等を送付する。

### ②提出書類

事業者は別紙様式等に必要事項を記入し、提出期限までに提出すること。

提出時に電話で送付した旨を伝え、メールの着信について確認すること。

また、各提出書類は下記に示す。

- ・参加表明書（様式第1号）
- ・会社概要（様式第2号）
- ・業務実績表（様式第3号、4号、5号）（※）
- ・商業登記、税金の未納が無いことを証明する書類
- ※ ・業務実績表は過去5年以内に受託した業務を記載すること。
- ・AI 管路劣化診断業務の実績は必須とする。（様式第3号）
- また、漏水調査業務（様式第4号）及びマッピングシステム構築業務（様式第5号）実績は該当がある場合は記載すること。

### ③提出方法

持参又は郵送とする。

### ④提出場所

〒509-0201 岐阜県可児市川合 1000 番地

可児市水道部庁舎 水道部水道課管理給水係 宛

### ⑤提出期限

令和8年7月15日（水）16時30分

## 8. 質疑・回答

本実施要領及び提案書記載方法等の質疑を質疑書（様式第7号）にて受付ける。質疑内容を簡潔に記載し、後記連絡先に示すメールアドレス宛に提出すること。なお、提出方法はメールのみとし、回答についてもメールのみで回答する。回答を受信した際は、受信した旨を記し、送信元メールアドレスへ返信すること。ただし、競争性の確保に影響するおそれがある内容については回答しない。個別事案に係る質問については、質問者のみに回答する。また、電話及び口頭による個別回答は行わない。

### ①提出期限

令和8年7月21日（火）16時30分

## 9. 提案書作成要領

- 1) 提案書は正本1部、副本9部提出すること。
- 2) 提案書は左開きとし、用紙サイズはA4版とする。
- 3) 文字サイズは11ポイント以上とし、目次及びページ番号を付けること。
- 4) 片面15ページ以内（表紙目次除く）とし、フラットファイルにて綴じること。
- 5) 使用言語は日本語、通貨単位は日本円（日本国通貨）とする。
- 6) 文章は横書き左綴りを基本とするが、図やグラフ使用の場合はこれによらない。
- 7) 参加事業者名は、提案書の正本の表紙にのみ記載し、副本については、表紙を含め一切記載しないこと。
- 8) その他
  - ・提案書の提出後の修正及び変更、返却には応じない。  
ただし、市が追加で資料の提出を求めた場合はこれによらない。
  - ・市に無断で本事業プロポーザル選定以外の用途で提案書の使用を禁ずる。
  - ・提案書の作成に要する費用は参加事業者の負担とする。
  - ・本事業にかかる情報公開請求があった場合は、可児市情報公開条例に基づき、個人情報等非公開情報を除いて原則全て公開の対象とする。

## 10. 見積書作成要領

見積書の提出に当たっては、見積書（様式第6号）及び積算内訳書（任意様式）を記載し、提案書とは別に封緘して提出すること。  
また、見積書の宛先は「可児市水道事業 可児市長 富田 成輝」とすること。

## 11. 見積書及び提案書提出期限

令和8年7月28日（火）16時30分

提出方法及び場所は、7. 提出書類に記載と同じである。

## 12. プレゼンテーション

提案書等提出後、参加事業者毎にプレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーションの順番は、提案書の受付順とする。

### 1) 日時

令和8年8月5日（水）午前10時から午後3時頃まで

各参加事業者のプレゼンテーション実施時間は、令和8年7月30日（木）に各参加事業者にもメールで通知する。

### 2) 場所

可児市水道部庁舎 1階会議室

### 3) 実施方法

パワーポイントによるプレゼンテーション

- ・参加事業者当り30分程度、質疑応答を10分程度設ける。
- ・プロジェクター、スクリーン、ホワイトボード等は可児市水道課で用意する。
- ・プレゼンテーションに用いるPC及び必要となる資材は各自で用意すること。
- ・必要に応じ、プレゼンテーションのレジュメを配布して良いものとする。
- ・出席人数は最大4名とする。出席者の内訳に担当技術者を含む。
- ・参加事業者側の電子機器等を用いた録音及び撮影を禁ずる。

## 13. 審査要領

### 1) 審査方法

ア 本市が設置した委員会が提案書、プレゼンテーション等を総合的に審査し、審査基準に基づき審査を行う。

イ 失格者を除き、各評価項目の得点の合計（以下「総合点」という。）が最も高い者を受託候補者とし、契約の交渉を行う。

ただし、その者と合意に至らない場合は、総合点が次に高い者と交渉する。

ウ イにおいて、総合点が同一の者が複数いた場合は見積金額の項目の評価点が高い者を受託候補者として選定する。

エ 参加事業者が1者のみになった場合でも実施する。

### 2) 審査基準

別紙、AIを使用した水道管路健全度診断及び診断に基づくリスク可視化業務審査基準に基づく。

### 3) 選定結果について

選定結果は、受託候補者の選定後にプレゼンテーションに参加した全ての事業者に通知する。

また、通知発送後に次の項目を可児市公式ホームページ水道課内に公表する。

#### ①業務名

②提案事業者数

③受託候補者の名称及び総合点

なお、選定結果に関する問い合わせ、異議等には一切応じない。

#### 14. 契約締結に向けての協議

1) 双方が契約内容について合意に達したときは、見積書の提出を求め、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定による随意契約の手続を行う。

#### 2) 次順位者の繰上げ

双方が合意に至らなかったときは、プロポーザル結果において総合点が次に高い者と交渉を行う。

また、受託候補者が契約締結までに失格となったとき又は辞退したときも同様に次順位者と交渉を行う。

#### 15. スケジュール

NO	内容	実施日
1	実施要領の通知	令和8年7月8日(水)
2	書類提出期限(提案書及び見積書を除く)	令和8年7月15日(水)
3	質疑書提出期限	令和8年7月21日(火)
4	質疑書回答	令和8年7月24日(金)
5	提案書及び見積書提出期限	令和8年7月28日(火)
6	プレゼンテーション開催通知	令和8年7月30日(木)
7	プレゼンテーション及び質疑応答	令和8年8月5日(水)
8	審査結果通知	令和8年8月7日(金)
9	契約内容詳細打合せ	令和8年9月中旬
10	契約締結	令和8年9月下旬～ 令和8年10月上旬

#### 16. 問合せ先

可児市役所水道部水道課管理給水係

担当者：新美、高井

所在地

〒509-0201

岐阜県可児市川合1000番地

連絡先

電話：0574-62-1111(内線5102、5103)

FAX : 0574-63-4467

Mail : [suido@city.kani.lg.jp](mailto:suido@city.kani.lg.jp)

## 17. その他

### 1) 必要経費の負担

本事業プロポーザルに要する費用は参加事業者の負担とする。

### 2) 参加辞退の取り扱い

参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第8号）を提出すること。

### 3) 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は欠格とし、委員会協議の上、決定事項の取消し又は指名停止処分等の通知を行う。

①提出期限内に必要な書類を提出しない場合

②提出書類に虚偽事項又は不備があった場合

③契約の履行が受注者の責によって困難であると認められる場合

④参加事業者が個別に委員会の委員と接触を持つ等、プロポーザル方式の公正・公平性を著しく損なう、害する行為が確認された場合

⑤参加事業者がプレゼンテーションに出席しない場合

⑥見積価格が予算金額の上限を超えた場合

⑦その他委員会で本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

4) 提案書の著作権は当該提案書を作成した者に帰属するものとするが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、本市が必要と認めた場合は、通知後に提案書の一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写）することができるものとする。

5) 参加事業者は、本プロポーザル実施後、不知又は内容不明を理由とする異議を申立てることはできないものとする。

6) 本業務に関する参加者への説明会は開催しない。本要領及び関係資料をもって説明に代えるものとする。

## 18. 施行期間

本要領は、令和8年7月8日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。